

施設貸し出し等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年10月1日改定
(公財)和歌山県スポーツ振興財団事務局

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、利用者が安心・安全に利用いただける施設の貸し出しを実現するために、7月10日に改定した本ガイドラインを、9月19日から実施された国における催物の開催制限の緩和を受けて、この度、改定することとしました。

つきましては、9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知、及び「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」をもとに改定した内容に基づき、国において作成された「ガイドライン確認の際のチェックリスト」を参考に、10月1日から各施設の実情に応じて適宜適切に対応をお願いします。

なお、管理施設においては不特定多数が利用されることでの集団感染リスクが懸念されることから、原則として、これまでの感染予防対策を継続することとします。

具体的な施設ごとの留意事項については、各関係業界が示している感染拡大予防ガイドラインで確認してください。

また、この内容は、自主事業としての各種教室・イベントの開催にも準用するものとします。

1 感染防止のための基本事項

| 感染リスク | 感染防止策 |
|----------|--|
| 接触感染 | こまめな手洗いの励行 |
| | 出入口、トイレ等での手指消毒 |
| | ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒 |
| | 人と人とが触れ合わない距離の確保 |
| | 混雑時の身体的距離を確保した誘導 |
| 飛沫感染 | マスクの着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能） |
| | 演者が発声する場合には、舞台から観客までの距離の間隔を2m確保 |
| | 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す |
| | 混雑時の身体的距離を確保した誘導 |
| マイクロ飛沫感染 | 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保 |
| | 同一の観客グループでは席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける |
| | 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化 |

《留意事項》 * 感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時の料金の払い戻し 等）

* 感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築

（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）

（「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」より）

2 感染防止のための具体的な対応

【利用人数制限】

上記の感染防止の基本事項に基づく予防対策を講じた上で、原則として大声での歓声・声援等の有無に分けて、施設の収容率及び人数上限の緩和を実施していくこととする。

ただし、今回の緩和措置は、主催者及び施設管理者が「業種別ガイドライン」を適用することが前提であり、「業種別ガイドライン」の改訂があった場合は、その内容を踏まえた対応とする。

また、主催者及び施設管理者において「業種別ガイドライン」の順守がHP等で公表されることが施設の収容率及び人数上限の緩和のために必須とする。

なお、利用者の安全・安心の確保及び感染予防措置を講じるために必要と考えられる場合は、各施設の状況に応じて利用人数を制限することはできるものとする。

□ケース1：大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの

(クラシック音楽コンサート、演劇等、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等)

* 収容人数の上限を 5000 人とし、収容定員までの参加人数を認める。

* ただし、最低限人と人が接触しない程度の間隔が確保できるようにすること。

* なお、収容率上限の 100%で開催する場合は、マスク着用等の感染予防対策を徹底するとともに、利用者が大声（歓声、声援、歌唱等）を出さないことが担保されること

□ケース2：大声での歓声・声援等が想定されるもの

(ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演(キャラクターショー等) 等)

* 収容人数の上限を 5000 人とし、かつ収容率 50%以内とする。

* ただし、十分な人と人との間隔(異なるグループ間は1席、立ち席では1m)を確保できるようにすること。

※全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1000 人を超えるようなイベントの開催に関しては、開催要件等について主催者とともに事前に県に相談し、県の方針のもとに開催の判断をすることとする。

【施設管理者として留意すべき事項】

1 来館者の安全確保のため

- (1) 職員は、マスク着用、手洗い・手指の消毒、室内の換気等の感染予防対策を徹底する。
- (2) 備品の貸出物について十分な消毒を行う。(消毒が行えない場合は貸し出さない)
- (3) パンフレットや資料、釣銭等を利用者に極力手渡ししない(トレイの利用)。
- (4) 直接手に触れられるような展示物等は控える。
- (5) 職員に対して体温をはじめとする健康管理の徹底を求めるとともに、来館者に対して必要に応じて常備している非接触型体温計の貸し出しを行う。

2 安心・安全な施設管理のために

- (1) 清掃、消毒、換気(2方向を推奨)を徹底して行う。特に高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、マイク、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等)の消毒を丁寧に行う。
- (2) 受付等においてアクリル板やビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する(フェイスガードの活用も推奨する)。
- (3) ロビーや休憩スペースで、対面での飲食や会話を避けられるような席配置とする。
- (4) 不特定多数が接触する場所(便座、ドアノブ等)は、清拭消毒を行い、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう注意喚起の表示をする。ハンドドライヤーはウイルスを拡散する恐れがあるため使用を禁止する。

- (5) 清掃やゴミの廃棄作業に際しては、マスクや手袋の着用を徹底するとともに、終了後は必ず石鹸と流水で手洗いをを行う。
- (6) 社会的距離（ソーシャルディスタンス）の徹底、咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底などに関する利用者への啓発を掲示等で積極的に行う。
- (7) 施設利用者には、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを奨励する。

【利用者として留意していただく事項】

- (1) 参加者の体温管理や衛生管理（マスク着用や手指消毒の奨励）を実施していただく。
※37.5度以上の発熱（または平熱比1度超過）の場合は参加を自粛いただく。
体調がよくない場合（咳・咽頭痛、だるさ、息苦しさ、臭覚・味覚異常等）も自粛いただく
- (2) マスクの着用を奨励するとともに、入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、イベント前後の交流の場等を極力控えるよう協力していただく。
- (3) 事前に密集状況が生じないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑緩和に努めていただく。
- (4) 利用者同士が大声で会話したり声援したりしないように注意していただく。
- (5) 演者が歌唱等を行う場合は、舞台から観客まで一定の距離（最低2m）を確保していただく。
- (6) ホールや会議室内での大人数での食事は、長時間マスクを外すことが想定され飛沫感染リスクが高まることから、自粛していただく。
- (7) 使用する用具については極力個人で準備し、貸し借りや共用は避けていただく。
- (8) 感染拡大防止等に寄与する目的から、参加者名簿を作成し連絡先等を把握していただく。
- (9) バスでの送迎がある場合は、密集しないように人数制限して運行いただく。
- (10) 予約時、利用時には、各施設で設けているチェックシートの内容を確認し、感染拡大予防のための対策を順守していただく。

【施設ごとの貸し出しに際して留意すべき事項】

《多目的ホール・展示場・会議室等（体育館やアリーナでの商業利用等を含む）》

- (1) 開催する催し物（イベント）において、(2)の場合を除き、利用人数制限がかかることを理解いただき、関係業界のガイドラインを順守いただく。
- (2) 参加人数については、原則として、マスクの着用等の感染予防対策を徹底するとともに、利用者が大声（歓声、声援、歌唱等）を出さないことが担保できる催しであれば、収容人数の上限100%での開催を認める。ただし、各施設において感染予防の観点から人数制限を設けている場合は、その制限人数内としていただく。また、滞在時間についても長時間にならないよう配慮を求める。
- (3) 対面しない横並び着席（座席レイアウトの変更）を推奨する。

《スポーツ施設等でのスポーツ利用》

- (1) 感染拡大予防の観点から、県の方針及びスポーツ庁による「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」並びに各競技団体の示すガイドラインを踏まえた活動とするようお願いする。
- (2) 各施設で設けているチェックシートの内容を確認するとともに、その内容を代表者から参加者に周知していただき、感染予防の取り組みの順守をお願いする。
- (3) 利用は事前予約に限るとともに、利用目的や人数等を確実に把握しておくようにする。
- (4) 更衣室、シャワールームは人と人との接触を避けるための工夫を行って使用を許可する。
- (5) 接触感染の恐れのある箇所や貸し出し物品等については、利用者が入れ替わるタイミング等を見計らって消毒を行う。